

板橋区居住支援協議会会則

（目的）

第2条 協議会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、板橋区における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

事業の概要

（1） 総会、実務者会議の開催

居住支援協議会の活動内容を審議・決定するため総会を開催した。また、施策検討や情報交換の場として実務者会議を開催した。

<開催時期>

- ① 第1回総会 : 令和元年7月5日（金） 15時00分～15時40分
- ② 第2回総会 : 令和2年3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時総会に変更し書面開催とした。  
令和2年3月30日付で議事は承認された。
- ③ 第1回実務者会議 : 令和元年9月9日（月） 14時00分～16時20分
- ④ 第2回実務者会議 : 令和2年3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

<内容>

- ① 「板橋区居住支援協議会新会員の入会と会則の一部変更（案）について」  
「会長、副会長、会計、監事の選任」  
「平成30年度 事業報告及び会計報告について」  
「令和元年度 事業計画及び予算について」
- ② 「令和元年度（平成31年度） 事業報告（案）について」  
「令和2年度 事業計画（案）について」  
「令和2年度予算（案）について」
- ③ 「住宅確保要配慮者の入居支援等活動報告について」  
「あんしんすまいパックの導入検討について」  
「【板橋区居住支援協議会について】【板橋りんりん住まいるネット居住支援サービスのご案内】リーフレットの改訂について」  
「その他(家賃債務保証会社の1社追加について)」
- ④ 中止

（2） 住まい探しでお困りの方の総合相談窓口

平成31年4月1日からは、新たな総合相談窓口【板橋りんりん住まいるネット】を設置

し区役所開庁時に、住まいに関するお困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行った。不動産協力店をはじめ、居住支援法人の支援を受け希望する物件への転居に至ったり、必要なサービスを受けるための手続きまでスムーズな支援へ繋げたりすることができた。

令和2年度も引き続き、各関係団体との連携を積極的に図り、住宅探しにお困りの方のサポートを充実させていく。

#### <相談窓口概要>

設置場所：板橋区役所住宅政策課窓口

相談日：月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時

対象者：住宅確保要配慮者

#### ○相談件数と内訳（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

- ・相談：97件（単身高齢者：49件、単身障がい者：3件、単身高齢者かつ障がい者：2件、単身高齢者かつ低所得者：1件、低所得者：3件、単身不明：2件、高齢者世帯：17件、ひとり親世帯：6件、障がい者世帯：4件、低所得者世帯：3件、高齢者かつ障がい者世帯：2件、高齢者かつ低所得世帯：1件、ひとり親かつ低所得者世帯：1件、不明世帯：2件）
- ・結果：163件（公営住宅：32件、J K K・U R賃貸住宅：4件、住宅情報ネットワーク：36件、家賃等債務保証支援事業：4件、賃貸保証機構サービス：12件、緊急通報システム：1件、いたばし生活仕事サポートセンター：11件、福祉事務所：5件、法律相談・不動産取引相談：4件、居住支援法人情報：39件、セーフティネット住宅情報：1件、その他（賃貸ホットライン・おとしより相談センターほか）：14件

※1相談に対して複数の支援サービスを提供しているため相談件数を上回っている。

#### <寄り添い型支援の実施>

- ・事業概要・・・自分で住宅を探すことができない、緊急連絡先がない等で人的支援が必要と思われる方に対し、居住支援協議会でサポートを行う。
- ・支援内容・・・本人の希望により支援を行う。
  - ① 物件紹介、不動産店への付き添い、内見同行
  - ② 緊急連絡先（法人）の紹介
- ・支援団体・・・賃貸保証機構
- ・令和元年度（平成31年度）実績・・・賃貸保証機構による同行支援 0件